

2019年10月15日

各位

J Aバンク茨城県信連

## 令和元年台風19号に伴う災害に対する対応についてのお知らせ

令和元年台風19号に伴い被害を受けられた被災者の皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法が適用された県内市町村の被災者の皆さまに対しまして、J Aバンク茨城では以下のとおりご対応させていただきますのでお知らせいたします。

1. 貯金証書・通帳・印鑑等を紛失された被災者の方は、お支払いについてお気軽にご相談ください。
2. 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前の払戻に応じます。また、これを担保とする貸付にも応じますのでご相談ください。
3. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形をお持ちの被災者の方はJ Aにご相談ください。
4. 国債を紛失された被災者の方はご相談ください。
5. 汚れた紙幣は引換えますので、J A窓口までお持ちください。
6. ご融資やご返済に関するご相談に対応いたします。

※詳しくは、J A窓口までお問合せください。